

■2020 東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握

バリアフリー法建築設計標準（国）の改訂状況

○2020 年度東京オリンピック・パラリンピックでの国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、改修の観点などを盛り込むため、バリアフリー法建築設計標準を改正するとしている。

○スケジュール

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 平成 28 年 12 月 | : 案を作成 |
| 平成 29 年 1 月 23 日～2 月 28 日 | : パブリックコメント |
| 平成 29 年 3 月末 | : 公表 |

〔主要改正事項〕

- ①ホテル客室内のバリアフリー化の促進
 - ・「バリアフリーに配慮した一般客室」の設計標準の追加
 - ・既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案

- ②トイレのバリアフリー化の促進
 - ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進
 - ・既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案

- ③その他改正事項
 - ・用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
 - ・設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実